

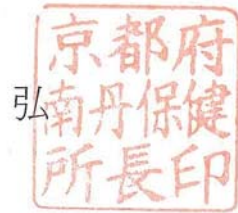
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府船井郡京丹波町和田寺谷7番地1

氏名 株式会社安谷組
代表取締役 安谷 一秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府南丹保健所長 廣 畑



許可の年月日 平成29年 7月25日

許可の有効年月日 平成34年 7月 1日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①廃プラスチック類 | ⑤金属くず |
| ②紙くず | ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ③木くず | ⑦がれき類 |
| ④繊維くず | |

以上7種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 7月 2日：当初許可
平成24年 7月 2日：更新許可
平成29年 7月25日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無